

地域生活定着支援センターの支援状況（令和5年度中に支援した者）

1. コーディネート業務（帰住地への受入れ調整）

（単位：人、括弧内は令和4年度の実績）

コーディネートを実施した者		1, 578(1, 475)
【内訳】	矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者	790(751)
	帰住地への受入れ調整を継続中の者	639(578)
	「福祉を受けたくない」といった理由や疾病悪化等により支援を辞退した者	149(146)

【矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の福祉サービスの利用状況】

矯正施設入所前に、	介護保険又は障害者自立支援の認定を受けていた者	180(130)
	療育手帳又は障害者手帳を取得していた者	487(426)
矯正施設入所中に、	介護保険又は障害者自立支援の認定手続きを行った者	335(291)
	療育手帳又は障害者手帳を取得した者	130(95)

2. フォローアップ業務

（受入れ調整後に行う受入先施設等への支援）

矯正施設退所後にフォローアップを実施した者		2, 492(2, 558)
【内訳】	支援が終了した者（地域に定着した者等）	841(798)
	支援継続中の者	1, 651(1, 760)

【フォローアップを実施した者の福祉サービスの利用状況】

フォローアップ中に、生活保護を申請した者	723(796)
フォローアップ中に、介護保険又は障害者自立支援の認定を受けた者	378(340)
フォローアップ中に、療育手帳又は障害者手帳を取得した者	124(132)

3. 相談支援業務

(地域に在住する矯正施設退所者本人やその家族、施設等からの相談に応じる支援)

(単位: 人、括弧内は令和4年度の実績)

相談支援を実施した者		1, 565(1, 664)
【内訳】	支援が終了した者	785(811)
	支援継続中の者	780(853)

【相談支援を実施した者の福祉サービスの利用状況】

相談支援中に生活保護を申請した者	148(152)
相談支援中に介護保険又は障害者自立支援の認定を受けた者	79(102)
相談支援中に療育手帳又は障害者手帳を取得した者	31(36)

4. 被疑者等支援業務

(釈放前の福祉サービスの利用調整や釈放後の支援)

被疑者等支援を実施した者		486(353)
【内訳】	支援が終了した者	238(154)
	支援継続中の者	248(199)

【被疑者等支援を実施した者の福祉サービスの利用状況】

被疑者等支援中に、生活保護を申請した者	113(83)
被疑者等支援中に、介護保険又は障害者自立支援の認定を受けた者	49(39)
被疑者等支援中に、療育手帳又は障害者手帳を取得した者	17(13)

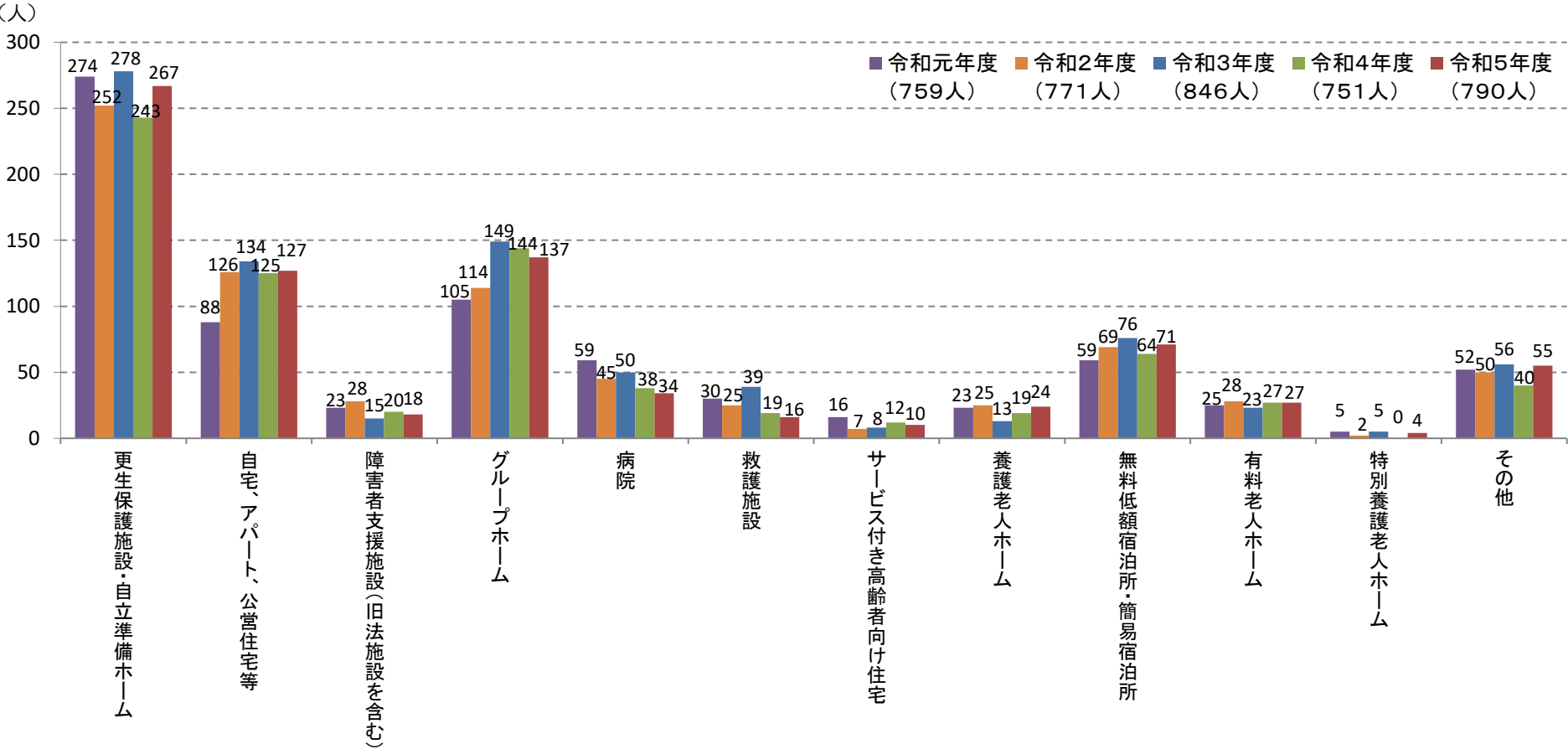
【参考１】矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の障害・年齢別内訳

(単位: 人)

	身体障害 あり	知的障害 あり	精神障害 あり	身体＋ 知的	身体＋ 精神	知的＋ 精神	身体＋知的 ＋精神	その他※	合計
65歳以上	33(20)	19(30)	46(33)	2(6)	8(7)	12(4)	0(0)	231(222)	351(322)
65歳未満	30(23)	116(114)	196(186)	9(4)	13(22)	69(71)	1(2)	5(7)	439(429)
合計	63(43)	135(144)	242(219)	11(10)	21(29)	81(75)	1(2)	236(229)	790(751)

※「その他」には、障害のない高齢者等が含まれる。※※括弧内は令和4年度の実績である。

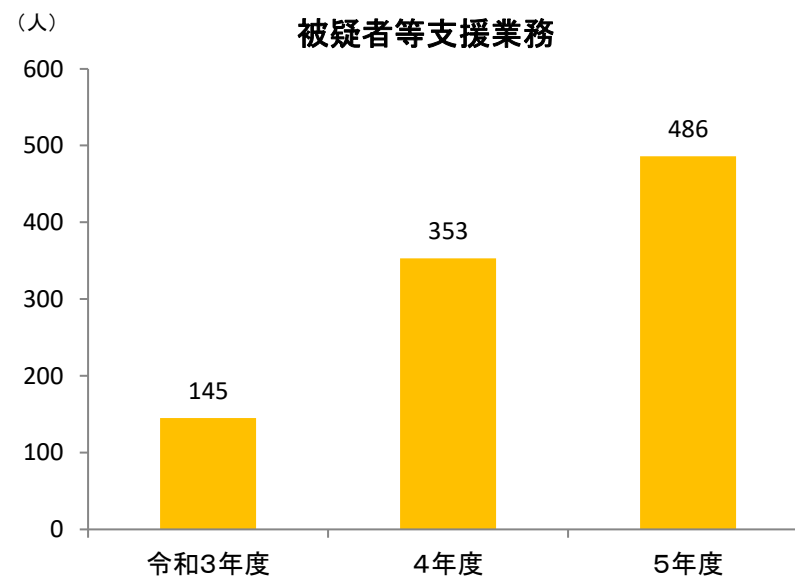
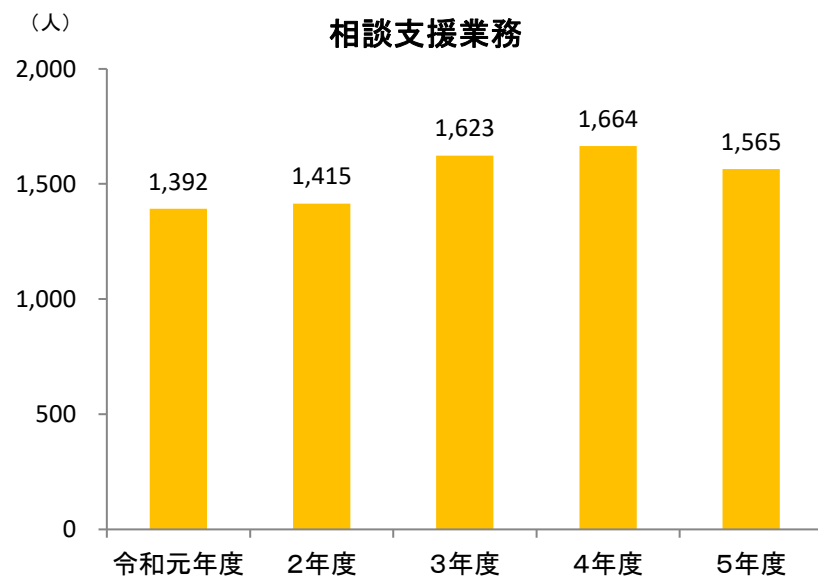
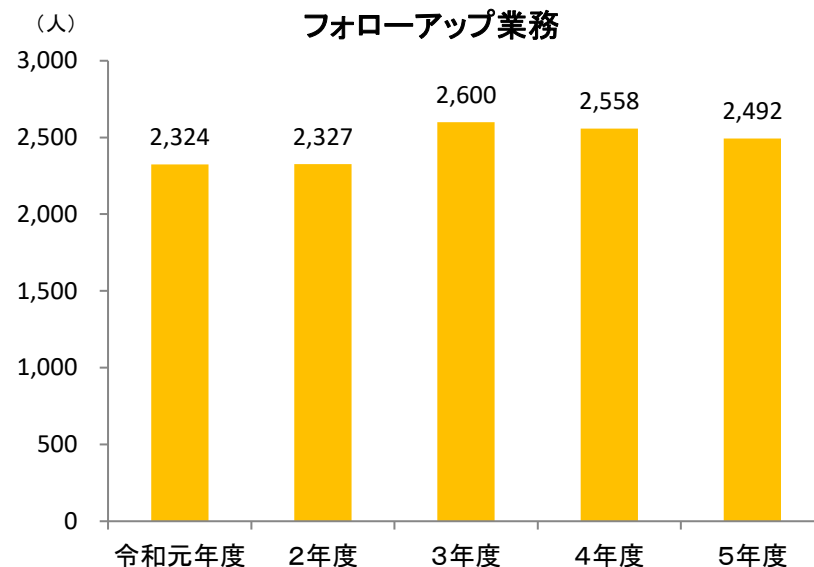
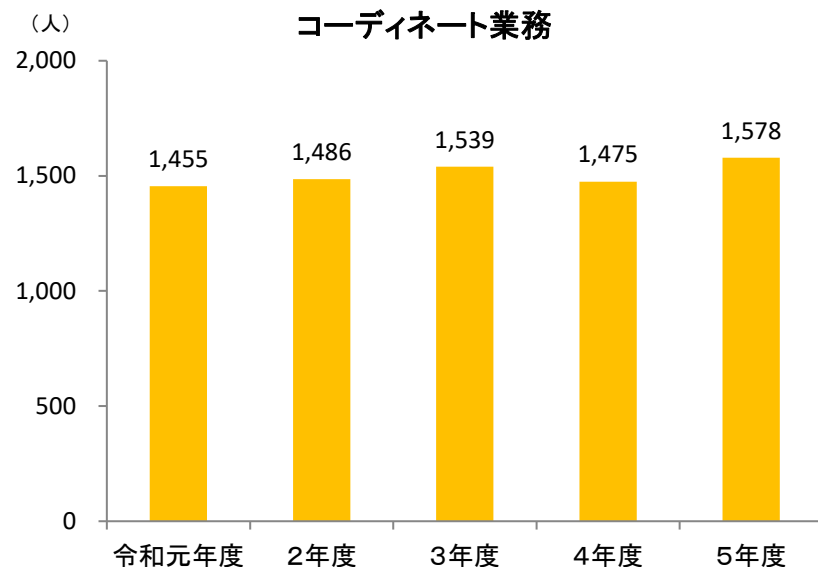
【参考２】矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の矯正施設退所時点の居住先内訳



※「救護施設」について、令和2年度以降は「生活保護施設」である。

(注) 令和6年9月26日時点で、各都道府県から回答があった実績を集計したもの。今後、各都道府県からの報告により変更が生じる可能性がある。

【参考3】地域生活定着支援センターによる業務別支援実施件数の推移（H3 1.4～R6.3）

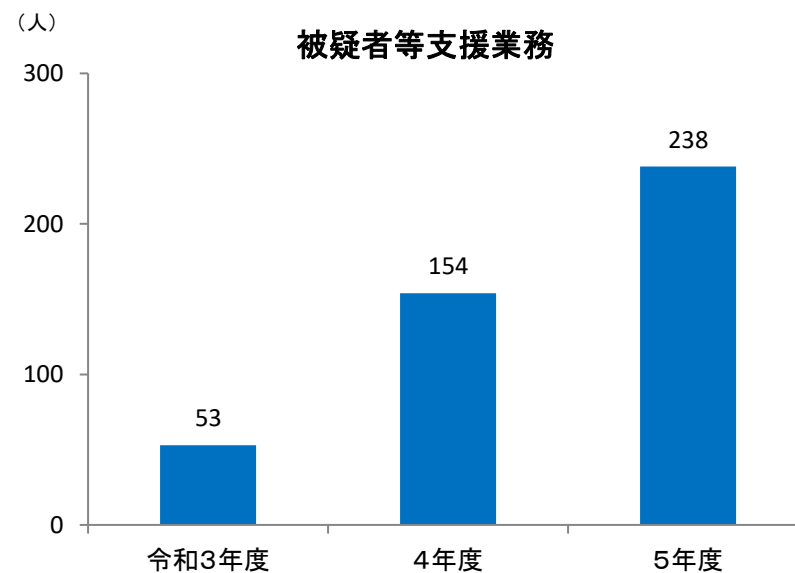
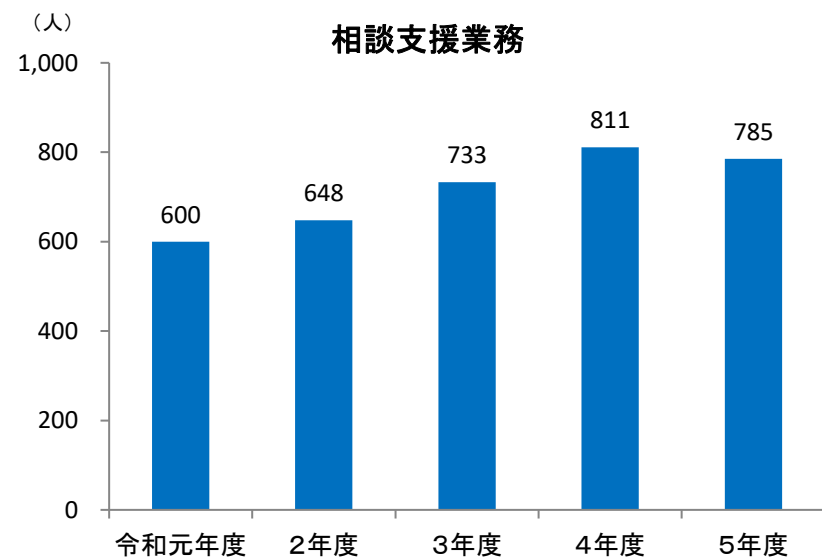
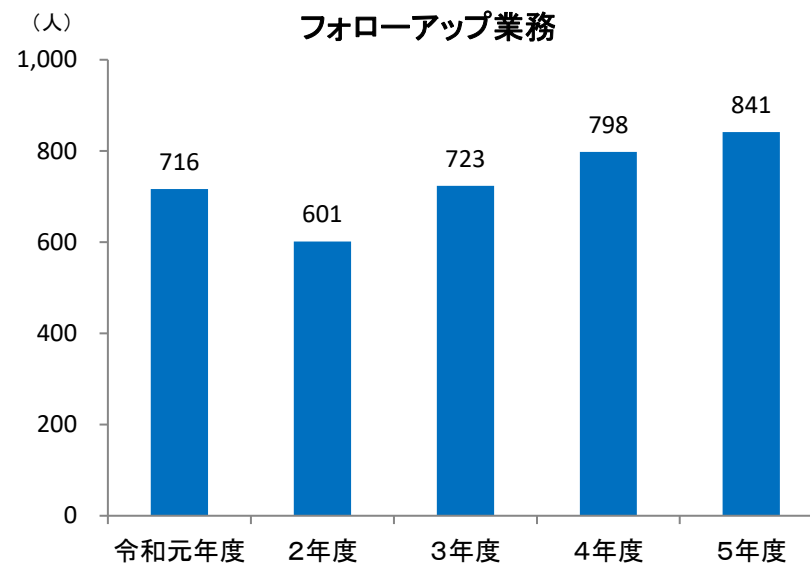
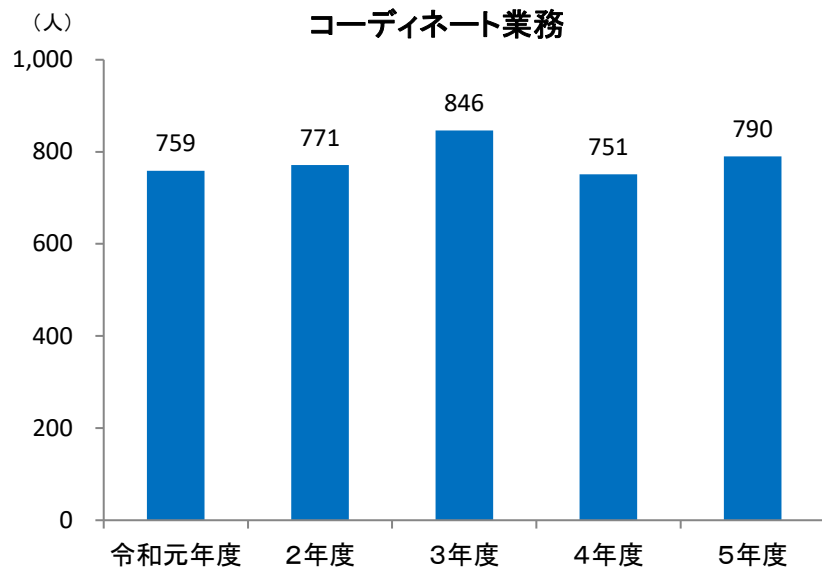


相談支援業務の件数は、面接・訪問等の支援を実施した者に限定して計上。（電話相談のみは除外）

〔被疑者等支援業務は、令和3年度から開始。〕

（注）令和6年9月26日時点で、各都道府県から回答があった実績を集計したもの。今後、各都道府県からの報告により変更が生じる可能性がある。

【参考4】地域生活定着支援センターによる業務別支援終了件数の推移（H3 1.4～R6.3）



相談支援業務の件数は、面接・訪問等の支援を実施した者に限定して計上。（電話相談のみは除外）

〔被疑者等支援業務は、令和3年度から開始。〕

（注）令和6年9月26日時点で、各都道府県から回答があった実績を集計したもの。今後、各都道府県からの報告により変更が生じる可能性がある。